

## 【拡幅整備工事に関するご注意とお願い（必読ください）】

- 建築工事の①仮囲いや足場の解体 ②ガス・上下水道等の引き込みが完了した後、区と現場で立ち会いを行い、整備内容等を確認したうえで施工を行います。
- 以下については現場立ち会いの前までに済ませておいてください。
  - ・支障物（門や塀・水道メーター・汚水柵・仕切弁・境界杭等）の撤去・移設
  - ・道路交通標識・区街路灯・私道防犯灯などの移設に関する事前協議
  - ・電柱の移設に関する事前協議（東京電力・NTT）
  - ・管理通路や私道の場合、雨水柵配管を接続するための下水管所有者の承諾
  - ・ガスや上下水道等の引き込み工事  
(区道の場合は1 m以上、私道の場合は80 cm以上埋設してください)
- 拡幅整備範囲内にある民鋳・民標等は拡幅整備工事に伴い撤去となりますので、現場立ち会い前までに関係権利者に承諾を得ておいてください。  
(区では民鋳・民標を復旧することはできません)
- 民鋳・民標等の復旧や新規設置は拡幅整備工事完了後にお願いします。
- 隣地取り合い部分及び道路舗装範囲により、関係権利者の承諾が必要となるため、現場立ち会い時に整備内容が決まり次第、関係権利者の承諾を得てください。
- 上記に記載している各承諾（鋳・配管接続等）については建築工事に伴い必要となる拡幅整備工事のため、届出者・施工者にて行なってください。
- 外構工事は拡幅整備工事完了後に行なってください。やむを得ず外構工事を先行する場合は、2~3 cm程度のクリアランスを設けて施工してください。
- 建築工事に伴い中心鋳を撤去してしまった場合は、現場立ち会い前までに中心鋳の復元を行なってください。
- 予算の都合上、次年度の工事となる場合もございますので、予めご了承ください。

連絡先：台東区 都市づくり部 建築課 狭あい道路係

TEL：03（5246）1337 直通